

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
訪問診療等設備 整備事業	知事が必要と認めた額 ただし、下記の機器は、基準額 の上限を以下のとおりとする。 ・車両 1,500 千円 ・超音波画像診断装置 1,500 千円 ・心電計 750 千円	●訪問診療等に必要車両（国 産車に限る）の購入費 ●訪問診療等に必要医療機器 ・器具（訪問先で使用するもの に限る）の購入費 ●医学教育機関等における訪問 診療の教育に必要な設備整備費 ※いずれも、1品あたりの購入 単価が100千円以上のものに限 る	<u>2</u> 3 以内	交付対象事業を行う病院、診療 所、訪問看護ステーション、薬 局その他知事が認める団体